

田野畑村 } { 水道 } { 簡易水道 } 事業経営戦略

団 体 名 : 田野畑村

事 業 名 : 田野畑村簡易水道事業

策 定 日 : 令和 元 年 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供用開始年月日	昭 和 39 年 4 月 1 日	計 画 給 水 人 口	2,836	人
法 適 ( 全 部 ・ 財 務 ) ・ 非 適 の 区 分	非適	現 在 給 水 人 口	2,609	人
		有 収 水 量 密 度	0.14	千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長	80.8
	配水池設置数	11		
施 設 能 力	2,493	m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	43.8 %

#### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	現在の料金体系は下記料金表の通りになっている。			
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 16 年 4 月 1 日			

### <料金表>

#### (1) 専用給水装置

区分 用途	料金			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
家庭用	10m <sup>3</sup>	1,650円	1m <sup>3</sup>	198円
団体用	20m <sup>3</sup>	3,190円	1m <sup>3</sup>	198円
営業用	10m <sup>3</sup>	1,870円	1m <sup>3</sup>	220円
臨時用	1m <sup>3</sup>	330円		

#### (2) 共用給水装置

区分 用途	料金			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
家庭用	1世帯につき10m <sup>3</sup> まで	1,650円	1m <sup>3</sup>	198円

(3) メーター使用料

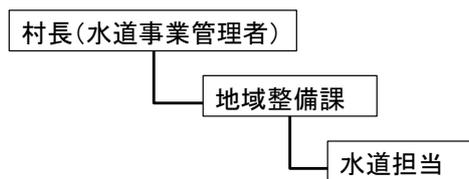
口径(mm)	13	20	25	30	40	50
使用料(円)	154円	264円	330円	396円	638円	1,650円

④ 組織

組織体制は、図1に示すとおり、水道事業管理者である村長の下、地域整備課内の水道担当者1人となっている。過去10年の年齢構成は、平成22年度から平成24年度までは30代の職員1名、平成25年度から平成28年度までは40代の職員1名、平成29年度から平成30年度までは50代の職員1名、令和元年度は30代の職員1名である。

<組織体制>

図1



(2) これまでの主な経営健全化の取組

昭和38年に田野畑地区に簡易水道事業が整備されて以来、6箇所の地域に簡易水道事業が整備された。近年、給水人口の減少に伴う経営状況の悪化が懸念され、平成16年度に基本料金の改定を行ったほか、平成28年度より、6つの簡易水道事業をソフト統合し、「田野畑村簡易水道事業」として経営を開始した。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添経営比較分析表のとおり

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

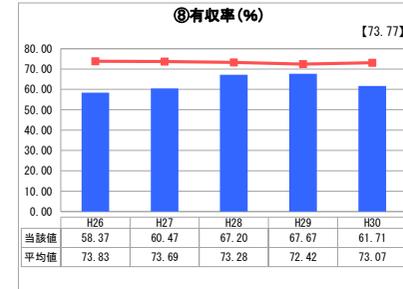
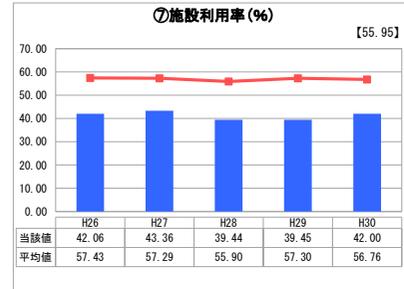
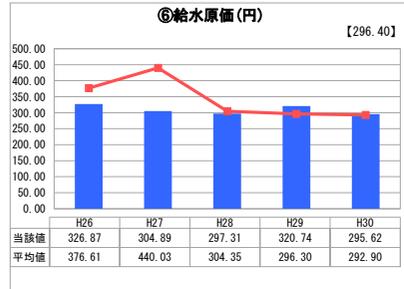
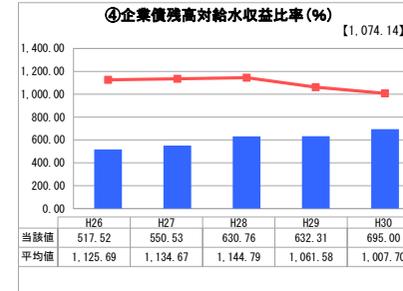
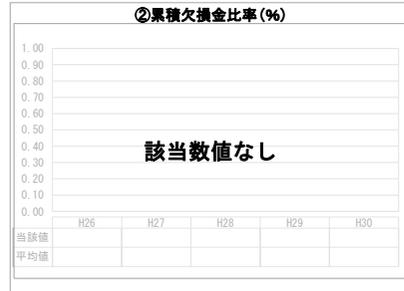
岩手県 野田村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)	
-	該当数値なし	77.44	3,560	

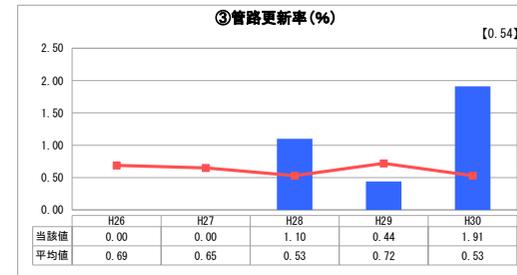
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,430	156.19	21.96
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,609	17.30	150.81

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当簡易水道は、収益的収支比率は類似団体の平均より高い状況で、企業債残高対給水収益比率は類似団体の平均より低く、料金回収率も類似団体の平均より高く、いずれも平均より良い状況にある。給水原価は類似団体の平均と近い値となっている。収益的収支比率が100%に満たないことから、給水料金の見直し等も考慮の上、経営の改善を図っていききたい。

また、施設利用率は平均より低いが、小規模施設で、利用量の変動に対応しているもので、現状で問題がない。有収率は平均より低くなっていることから、漏水等の修繕を行っていくとともに、計画的に管路更新に努めていきたい。

### 2. 老朽化の状況について

管路更新率は導水管・配水管等の整備工事を行っているため、類似団体の平均より大幅に高い率となっている。

管路は古いものも多く、更新時期を迎えている状況であることから、今後も管路更新を計画的に進めていきたい。

### 全体総括

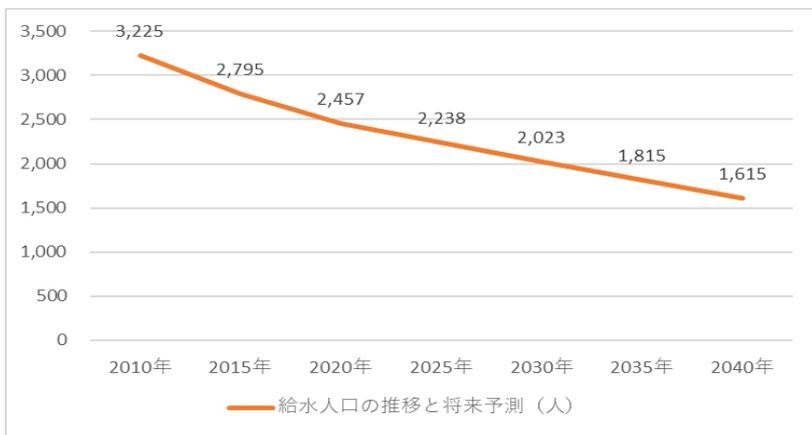
当簡易水道は、有収率が低いことから、漏水等の修繕、計画的な管路更新により、有収率の向上を図るとともに、給水料金等の見直し等も考慮の上、経営の安定化を図っていききたい。

また、経営戦略の策定においては、令和元年度の完成を目指すこととする。さらに、野田村・普代村と合同で経営戦略の策定に向けての勉強会を実施したことから、今後とも県・近隣市町村との情報共有を活発に行いたい。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

田野畑村人口ビジョン(平成28年3月策定)によれば、わが村の人口は1980年以降継続的に減少しており、1980年に5,225人であった人口は2010年に3,225人と、30年間で約26%減少した。今後もこの傾向が続くとすれば、2040年には2,086人まで減少する見通しである。わが村の簡易水道に係る給水人口は、行政区域内人口の約77%程度で推移しているため、行政区域内人口に従って推移するものと予測される。



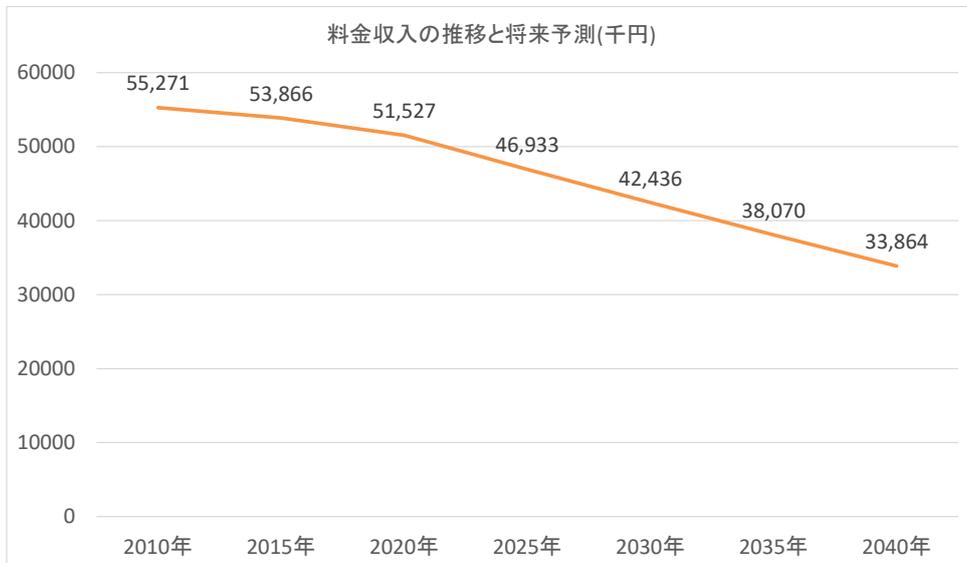
### (2) 水需要の予測

給水人口の予測から、水需要も減少傾向が継続的に続く見込まれる。また、近年の水道使用者の節水意識の高まりや節水型給水装置の普及により一層の水需要の減少が予想される。



### (3) 料金収入の見通し

水需要の予測から、料金体系について見直しを行わない場合、料金収入もまた減少傾向が続くと見込まれる。料金体系の見直しを行っても、給水人口の減少についてケアがなされなければ効果は一時的なものに留まる。



### (4) 組織の見通し

水道担当の職員数は長らく1名であるが、公営企業化しても大幅な増員は見込めない。公営企業化すると会計事務等が増加するため、現行体制で対処できるか、課内調整と事務の標準化による効率的な事務処理を検討する。

## 3. 経営の基本方針

将来にわたって安全で清浄な水を安定的に供給するため、水道施設の維持・充実や水源の確保を進めるとともに、施設の整備を進める。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	水道施設の長寿命化及び合理化を図るため、適正な時期に施設更新、施設規模の見直しを図る。 水道施設の長寿命化を図るための改良工事は適正な規模で行い、起債を抑制する。
-----	--

平成28年度に村内6カ所の簡易水道事業を統合し、田野畑村簡易水道事業として事業を運営している。机地区においては、平成28年度より簡易水道施設整備事業を行っている。令和2年度に新浄水場が完成する予定である。新浄水場運用開始後は、配水管耐震化改良工事を進めていく予定である。また、田野畑地区においては、平成29年度より配水管耐震化改良工事を行っており、令和2年度に完了予定である。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設改良の財源は、国庫補助金と企業債・過疎債を充てる。
-----	-----------------------------

- 施設改良の財源は、村の負担を可能な限り抑えるため、国の補助及び地方財政措置のある企業債等を利用する。
- 料金～給水原価と現在の料金との乖離が大きくなった際には、料金の改定を検討する。
- 繰入金～使用料で賄えない分は一般会計からの基準外の繰入れを行う。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託料に関する事項	現在の委託状況を勘案して算出した。
・修繕費に関する事項	平成30年度決算額をベースに、実績を踏まえた価格変動を勘案して算出した。
・動力費に関する事項	平成30年度決算額をベースに、実績を踏まえた価格変動を勘案して算出した。
・職員給与費に関する事項	本村の規定により算出。平成30年度決算額及び令和元年度予算をベースに算定した。なお、業務の変化を踏まえ、必要に応じて人事担当と調整し職員の増減について検討する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	平成29年3月に「宮古広域ブロック検討会」を設置し、宮古広域内(宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村)で段階的に広域連携を目指すこととしている。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	村の地理的条件を考慮すると、現状以上の施設統合は難しい。委託については既に検針業務や水質検査を委託し経費の削減を図っている。なお、包括的民間委託は事業規模が小さいため期待できない。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	平成28年度より机地区の簡易水道施設の改修を行っている。今後は施設の小規模修繕を行いながら施設の長寿命化を目指す。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	老朽化した施設を単純更新で対処できるか、一部更新か、更新は棚上げにして事後修繕で対処するか検討する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	水道施設の長寿命化を図るための施設改良時に、実状に合った施設の合理化を検討する予定である。
その他の取組	なし

② 財源についての検討状況等

料 金	現状の料金改定の改定審議等については、今後原価との乖離が大きくなった際には検討を行う必要がある。
企 業 債	建設改良費の財源は、簡易水道事業債や過疎債を活用するなど、適切な財源確保に努める。
繰 入 金	水道使用料の料金収入以外は一般会計からの繰入金に頼った経営状態であるため、繰入金を減らすための経営改善を行う。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	なし
その他の取組	新たに事業を行う場合は国の補助事業の活用や交付金措置の有利な借入など、適切な財源確保について検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営比較分析表・収支計画等の数値については毎年度更新を行い進捗管理を行う。また今後簡易水道の法適用化を行った際には、適用後の会計に基づき経営戦略の見直しを行う予定である。
-------------------------	---

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	68,345	59,392	73,441	62,027	61,109	60,191	59,273	58,355	57,433	56,515	55,597	54,679	
		(1) 営 業 収 益 (B)	54,715	53,728	52,741	51,527	50,609	49,691	48,773	47,855	46,933	46,015	45,097	44,179
		ア 料 金 収 入	54,715	53,728	52,741	51,527	50,609	49,691	48,773	47,855	46,933	46,015	45,097	44,179
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	13,630	5,664	20,700	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
		ア 他 会 計 繰 入 金	12,967	5,243	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	イ そ の 他	663	421	700	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	2 総 費 用 (D)	55,510	49,872	35,403	35,509	34,685	35,607	36,857	37,105	36,234	35,028	36,541	37,453	
		(1) 営 業 費 用	49,942	45,049	33,248	30,946	31,006	31,586	31,646	32,206	32,266	32,826	32,886	33,446
		ア 職 員 給 与 費	8,528	8,729	5,297	5,946	6,006	6,086	6,146	6,206	6,266	6,326	6,386	6,446
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	41,414	36,320	27,951	25,000	25,000	25,500	25,500	26,000	26,000	26,500	26,500	27,000
		(2) 営 業 外 費 用	5,568	4,823	2,155	4,563	3,679	4,021	5,211	4,899	3,968	2,202	3,655	4,007
ア 支 払 利 息		5,568	4,823	2,155	4,563	3,679	4,021	5,211	4,899	3,968	2,202	3,655	4,007	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,835	9,520	38,038	26,518	26,424	24,584	22,416	21,250	21,199	21,487	19,056	17,226		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	66,418	98,076	99,805	73,655	85,290	87,200	64,920	66,755	88,750	63,315	56,410	66,755	
		(1) 地 方 債	26,800	47,300	50,000	32,800	39,700	50,200	26,400	30,400	45,100	39,700	31,900	40,100
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	11,394	10,029	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	12,554	27,842	37,583	25,000	25,000	25,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	15,670	12,905	2,222	5,855	10,590	2,000	8,520	6,355	13,650	3,615	4,510	6,655	
	2 資 本 的 支 出 (G)	176,906	108,274	137,882	100,173	111,714	111,784	87,336	88,005	109,949	84,802	75,466	83,981	
		(1) 建 設 改 良 費	52,521	88,415	107,498	68,338	79,355	72,784	48,336	50,193	75,583	54,549	47,437	59,800
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	22,403	19,859	30,384	31,835	32,359	39,000	39,000	37,812	34,366	30,253	28,029	24,181
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		101,982												
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 110,488	△ 10,198	△ 38,077	△ 26,518	△ 26,424	△ 24,584	△ 22,416	△ 21,250	△ 21,199	△ 21,487	△ 19,056	△ 17,226		

